資料１－１

厚生労働省発生食１０１１第３号
平　成　２８年　１０月　１１日

食品安全委員会
　委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

アミノシクロピラクロル

第 122 号
受 28.10.18 信
食品安全委員会事務局

厚生労働省発生食１０１１第４号
平　成　２８年　１０月　１１日

食品安全委員会
　委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

シアナジン

第 123 号
受 28.10.18 信
食品安全委員会事務局

厚生労働省発生食１０１１第５号
平　成　２８年　１０月　１１日

食品安全委員会
　委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ピラジフルミド

第 124 号
受 28.10.18 信
食品安全委員会事務局

厚生労働省発生食１０１１第７号
平　成　２８年　１０月　１１日

食品安全委員会
　委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

フルチアセットメチル

第 125 号
受 28.10.18 信
食品安全委員会事務局

厚生労働省発生食１０１１第６号
平　成　２８年　１０月　１１日

食品安全委員会
　委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

プロシミドン

第 126 号
受 28.10.18 信
食品安全委員会事務局

厚生労働省発生食１０１１第８号
平　成　２８年　１０月　１１日

食品安全委員会
　委員長　佐 藤　洋　殿

厚生労働大臣　　塩 崎　恭 久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ミクロブタニル

第 127 号
受 28. 10. 18 信
食品安全委員会事務局

参考1

食品健康影響評価の審議状況

（平成28年10月21日現在）

区分	要請件数 注1、2)	うち28年度分	自ら評価 注3)	合計	評価終了	うち28年度分	意見募集中 注4)	審議中 注5)
添加物	258	92	0	258	253	91	1	4
栄養成分添加物	1		0	1	1	1	0	0
農薬	1070	25	0	1070	819	27	9	242
うちポジティブリスト関係	492		0	492	310	4	0	182
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注6)	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	534	8	0	534	505	7	1	28
うちポジティブリスト関係	108		0	108	82	1	0	26
汚染物質等	62		3	65	61	1	0	4
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	13	2	0	3
微生物・ウイルス	14		2	16	16		0	0
プリオン	56	3	16	72	52	1	0	20
かび毒・自然毒等	8	1	3	11	10		0	1
遺伝子組換え食品等	250	10	0	250	241	12	1	8
新開発食品	83	1	1	84	82		0	4
肥料・飼料等	205	3	0	205	150	2	0	55
うちポジティブリスト関係	100		0	100	58	1	0	42
薬剤耐性菌 注7)	8	1	0	8	7	3	0	1
肥飼料・微生物合同 注8)	1(34)		0	1	1(13)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	2,570	144	26	2,596	2,215	147	12	371

（注）1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。
3 自ら評価案件については、「自ら評価」の欄には、実施決定時の件数を記入しているが、「評価終了」の欄では、複数省庁に答申したもの、答申が複数案件となったもの等については、その数を記入しているものもある。また、リスクプロファイル等として評価した場合も、評価終了としている。
4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
5 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
7 「薬剤耐性菌」欄には、薬剤耐性菌に関するワーキンググループの設置(H27.10.1)後に要請を受けた案件及び評価終了となった案件について記入している。
8 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、（ ）内に物質数を記入している。

参考　2

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

（平成28年10月21日現在）

Ⅰ　専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること（汚染物質2物質）	2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌※	(19)
16/10/29	農	動物用医薬品　アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（注射用ビクシリン）㊫、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバシット注射液）㊫肥	2
17/ 2/14	厚	農薬　ジコホール	1
17/ 8/ 5	農	動物用医薬品　スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液) ㊫肥、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料（セファピリンベンザチン「コーキン」）、牛の乳房注入剤（KPドアイー5G）及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（KPラック－5G）㊫肥、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミシンS（静注用））㊫肥	3
17/ 8/15	厚	添加物　アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/ 9/13	厚	動物用医薬品　アンピシリンナトリウム肥、スルファメトキサゾール肥、トリメトプリム肥、セファピリンベンザチン肥、セファピリンナトリウム肥	5
18/ 5/ 9	厚	農薬　ホルペット	1
18/ 7/18	厚	農薬　ジコホール☆、ホルペット☆	2
18/ 7/18	厚	動物用医薬品　アンピシリン☆肥、スルファメトキサゾール☆肥、セファピリン☆肥、トリメトプリム☆肥	4
18/12/19	厚	農薬　フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品　キシラジン☆、アモキシシリン☆肥	2
19/ 1/15	厚	農薬　イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆	3
19/ 1/15	厚	動物用医薬品　クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆	2
19/ 2/ 6	厚	農薬　スピロキサミン☆	1
19/ 2/ 6	厚	動物用医薬品　アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆肥	3
19/ 3/ 6	厚	農薬　トリチコナゾール☆	1
19/ 3/ 6	厚	動物用医薬品　イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3
19/ 3/22	厚	動物用医薬品　スルファチアゾール☆肥、スルファジメトキシン☆肥、スルファモメトキシン☆肥	3
19/ 5/17	－	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	2
19/ 5/22	厚	動物用医薬品　フェノキシメチルペニシリン☆肥	1
19/ 6/ 5	厚	農薬　イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	3
19/ 6/26	厚	農薬　キャプタン☆	1
19/ 8/28	厚	動物用医薬品　ジクロキサシリン☆肥	1
19/10/ 2	厚	農薬　ジクロメジン＜一部☆＞	2
19/12/18	厚	農薬　クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/ 2/ 5	厚	農薬　フェントラザミド	1

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
20/ 3/11	厚	農薬　酸化プロピレン☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆	5
20/ 3/25	厚	農薬　イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4
20/ 4/17	－	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/ 6/ 3	厚	動物用医薬品　トビシリン肥	1
20/ 7/ 8	厚	農薬　クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/ 7/ 8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/ 9/ 5	厚	器具・容器包装　カドミウム、鉛	2
21/ 2/ 3	厚	農薬及び動物用医薬品　ホキシム☆	2
21/ 2/ 9	厚	農薬　エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/ 3/10	厚	動物用医薬品　ナナフロシン☆肥、ピランテル☆	2
21/ 3/24	厚	農薬　パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/ 3/24	厚	農薬及び動物用医薬品　ジクロルボス及びナレド☆	2
21/12/14	厚	農薬　キャプタン、フラザスルフロン☆	2
22/ 1/25	厚	農薬　イミノクタジン＜一部☆＞■	2
22/ 2/15	消	特定保健用食品　ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸MV※■	2
22/ 2/16	厚	動物用医薬品　クロキサシリン☆肥	1
22/ 2/16	厚	対象外物質　アスタキサンチン☆肥、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆肥、β-カロテン☆肥、クエン酸☆肥、酒石酸☆肥、トウガラシ色素☆肥、トコフェロール☆肥、乳酸☆＜農薬用途もあり＞肥、マリーゴールド色素☆肥、メナジオン☆肥、レチノール☆肥	11
22/ 2/23	厚	農薬　2,4-D☆	1
22/ 3/ 1	厚	農薬　フルロキシピル☆	1
22/ 3/18	―	アルミニウム◎	1
22/ 3/23	厚	農薬　ベンタゾン☆	1
22/ 3/23	厚	動物用医薬品　フルメキン☆肥	1
22/ 5/11	厚	農薬　クロルデン☆	1
22/ 6/22	農	農薬　2，4－D☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	2
22/ 8/12	厚	農薬　プロベナゾール＜一部☆＞、ハロキシホップ☆	3
22/ 9/13	厚	農薬　クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆	3
22/ 9/27	厚	農薬　DCIP☆、酸化フェンブタスズ☆	2
22/11/12	厚	農薬　イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆モノクロトホス☆	8
22/11/15	農	農薬　テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品　クロルフェンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品　メトプレン☆＜一部〈飼〉＞	2
23/ 1/24	厚	農薬　テブフェンピラド■＜一部☆＞、ペンコナゾール☆	3
23/ 1/24	厚	動物用医薬品　ゲンタマイシン☆肥、セフロキシム☆肥	2
23/ 2/10	厚	農薬　カルボスルファン＜一部☆＞、ベンフラカルブ＜一部☆＞■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/ 3/25	厚	農薬　エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、ブロモキシニル☆	4
23/ 3/25	厚	動物用医薬品　ジミナゼン☆	1

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/ 4/19	厚	添加物　カルミン	1
23/ 4/25	農	農薬　ブロモキシニル(飼料)☆	1
23/ 4/26	厚	添加物　酸性リン酸アルミニウムナトリウム	1
23/ 6/10	厚	農薬　フェナリモル☆	1
23/ 9/22	厚	農薬　2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メトスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬　チアクロプリド■、アクリナトリン■＜一部☆＞、セトキシジム＜一部☆＞、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	13
23/10/11	農	農薬　アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬　トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆	
24/ 1/23	厚	農薬及び動物用医薬品　シハロトリン☆	2
24/ 1/23	農	農薬　エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆	6
24/ 1/23	厚	動物用医薬品　スルファジミジン☆肥	1
24/ 2/24	厚	動物用医薬品　イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆	2
24/ 3/26	厚	農薬　リムスルフロン☆	1
24/ 3/26	厚	農薬及び動物用医薬品　エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/ 5/21	厚	農薬　4－クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/ 5/21	厚	農薬及び動物用医薬品　ペルメトリン☆	2
24/ 5/21	農	農薬　ペルメトリン☆	1
24/ 7/18	厚	農薬　クロルフルアズロン＜一部☆＞、ホスチアゼート■＜一部☆＞、テフルトリン☆、トリホリン☆、シアナジン☆	7
24/ 7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物　サリノマイシン☆肥、センデュラマイシン☆肥、バシトラシン☆肥	3
24/ 7/18	厚	動物用医薬品　スペクチノマイシン☆肥	1
24/ 7/18	農	農薬　シアナジン☆	1
24/ 8/21	農	農薬　シフルトリン☆	1
24/ 8/21	厚	農薬　トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	3
24/ 8/21	厚	農薬及び動物用医薬品　シフルトリン☆	2
24/ 8/21	厚	動物用医薬品　カルバドックス☆肥、サラフロキサシン☆肥、ネオマイシン☆肥	3
24/ 8/21	厚	飼料添加物　ブチルヒドロキシアニソール☆肥	1
24/ 9/18	厚	農薬　メコプロップ☆	1
24/ 9/18	厚	農薬及び動物用医薬品　カルバリル☆	2
24/ 9/18	厚	動物用医薬品　ブロムフェノホス☆	1
24/ 9/19	農	農薬　カルバリル☆	1
25/ 1/22	農	農薬　クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/ 1/30	厚	農薬　クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆	3
25/ 1/30	厚	動物用医薬品　デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆	2

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
25/ 3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、ホルクロルフェニュロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	15
25/ 3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/ 3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/ 4/ 2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/ 4/ 9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について＃	1
25/ 6/10	農	農薬 γ－BHC☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	4
25/ 6/12	厚	農薬 2,4-D■、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆	12
25/ 6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/ 8/20	厚	農薬 DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リュロン☆	8
25/ 8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	2
25/ 8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン肥	1
25/11/14	厚	農薬 メピコートクロリド☆	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆肥	1
26/ 2/ 3	厚	農薬 オキスポコナゾールフマル酸塩☆	1
26/ 2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(飼料)■	1
26/ 2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(食品)■	1
26/ 3/25	厚	農薬 MCPB■〈一部☆〉	2
26/ 3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆	2
26/ 3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/ 6/18	厚	対象外物質 グルカン■	1
26/ 7/ 2	厚	動物用医薬品 セフチオフル■肥	1
26/ 9/ 9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
27/ 1/ 8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 1/13	厚	農薬 フロメトキン■	1
27/ 2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 5/14	厚	プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※	2
27/ 5/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5(食品)■	1
27/ 5/22	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5(飼料)■	1
27/ 9/30	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/12/18	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直し※	1
28/ 2/ 5	消	特定保健用食品 松谷のミニビスケット※■	1

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
28/ 3/23	厚	農薬 トリホリン■、フェンキノトリオン■、バリダマイシン■〈一部☆〉	4
28/ 4/28	厚	かび毒・自然毒等 佐賀県及び佐賀県内事業者が提案する要職から提供まで管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓■	1
28/ 5/11	厚	農薬 EPN	1
28/ 5/23	消	特定保健用食品 ガセリ菌SP株ヨーグルト※■	1
28/ 7/13	厚	農薬 ピリダリル■、ピリベンカルブ■、フルベンジアミド■、マンジプロパミド■、メタアルデヒド■、メピコートクロリド■	2
28/ 7/13	厚	農薬及び動物用医薬品 ジノテフラン■	1
28/ 8/23	農	動物用医薬品 ジクラズリルを有効成分とする牛の強制経口投与剤(ベコクサン)■	1
28/ 9/ 8	厚	プリオン オーストラリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※	3
28/ 9/ 5	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統(食品)■	1
28/ 9/ 8	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統(飼料)■	1
28/ 9/27	農	動物用医薬品 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(フォステラPRRS)■	1
28/10/ 5	厚	遺伝子組換え食品等 JPAo001株を利用して生産されたリパーゼ■	1
28/10/12	厚	動物用医薬品 ガミスロマイシン■、ガミスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ザクトラン メリアル)■ 肥	1
28/10/12	農	飼料添加物 *Schizosaccharomyces pombe* ASP595-1株が生産する6-フィターゼ■	1
28/10/13	厚	動物用医薬品 ガミスロマイシン■ 肥 耐	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。
※印は、食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。
■印は、企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。
◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。
肥印は、肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。
耐印は、薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。
＃印は、清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。

Ⅱ　専門調査会における審議結果（案）について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果（案）	
21/ 3/26～21/ 4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
28/ 9/ 7～28/10/ 6	添加物　ステアリン酸マグネシウム■	1
28/ 9/ 7～28/10/ 6	農薬　イソフェタミド■、シクラニリプロール■、フェナザキン、フルトラニル■	4
28/ 9/ 7～28/10/ 6	農薬、動物用医薬品及び飼料添加物　オキシテトラサイクリン■	1
28/ 9/28～28/10/27	動物用医薬品　ペグボビグラスチム■	1
28/ 9/28～28/10/27	遺伝子組換え食品等　NZYM-LP株を利用して生産されたホスホリパーゼ■	1
28/10/12～28/11/10	農薬　アセフェート、スピネトラム■、ブプロフェジン■、メタミドホス	4

注1：★の案件についての意見募集は終了している。

注2：※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である（平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ）。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（平成28年度）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
28/ 4/ 5	―	汚染物質等　加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
28/ 4/ 5	厚	農薬　フルオピコリド■	1
28/ 4/ 5	厚	農薬及び動物用医薬品　フィプロニル	1
28/ 4/12	厚	器具・容器包装　フタル酸ジイソデシル(DIDP)	1
28/ 5/17	厚	農薬　テブフェノジド■、トリフルミゾール■、ニテンピラム☆、ピカルブトラゾクス■、プロヒドロジャスモン■、ブロマシル☆	7
28/ 5/17	厚	農薬及び添加物　フルジオキソニル■	1
28/ 5/17	厚	農薬及び動物用医薬品　エトキサゾール■	1
28/ 5/24	厚	動物用医薬品　トルフェナム酸☆	1
28/ 5/24	厚	遺伝子組換え食品等　HIS-No.2株を利用して生産されたL-ヒスチジン■、PLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2■	2
28/ 5/24	農	薬剤耐性菌　家畜等に使用するバージニアマイシン※	1
28/ 6/ 7	厚	遺伝子組換え食品等　コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87411系統（食品）■、ECP株を利用して生産されたL-プロリン■、NZYM-JA株を利用して生産されたβ-アミラーゼ■	3
28/ 6/14	厚	添加物　食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正等に関する事項について	91
28/ 6/27	農	飼料添加物　バチルス　サブチルス■	1
28/ 7/12	厚	農薬　キンクロラック■、フルオピラム■	2
28/ 7/12	厚・農	農薬　イミダクロプリド■、グリホサート■＜一部☆＞	5
28/ 7/12	農	遺伝子組換え食品等　高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認された食品添加物を飼料添加物として使用する場合に安全性の確保に支障がないことの確認について※	1
28/ 7/19	厚	動物用医薬品　クロサンテル	1
28/ 7/26	厚	器具・容器包装　フタル酸ジオクチル(DNOP)	1
28/ 7/26	農	薬剤耐性菌　硫酸セフキノムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（コバクタン／セファガード）■	2
28/ 8/ 2	農	動物用医薬品　トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤（牛用バイコックス、豚用バイコックス）■、フルニキシンメグルミンを有効成分とする豚の注射剤（フォーベット50注射液、フィナジン50注射液）■	2
28/ 8/23	厚	農薬　ヘキシチアゾクス	1
28/ 8/23	厚	動物用医薬品　アルベンダゾール	1
28/ 8/30	厚	プリオン　牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し※	1
28/ 8/30	厚	遺伝子組換え食品等　チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統（食品）■、低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統、除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	2
28/ 8/30	農	遺伝子組換え食品等　チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統（飼料）■	1
28/ 9/ 6	厚	栄養成分添加物　炭酸カルシウム■	1
28/ 9/ 6	厚	農薬　オキサチアピプロリン■、クロフェンテジン■、パクロブトラゾール■、メタミホップ■	4
28/ 9/ 6	厚	遺伝子組換え食品等　GGI株を利用して生産されたL-グルタミン■	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。
■印は企業申請案件である（平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ）。
◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。
※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ　食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（平成２８年度）

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
28/ 9/27	厚	農薬　ピラクロストロビン■、ファモキサドン■、フェンピラザミン■、ボスカリド■	4
28/ 9/27	厚	動物用医薬品　前葉性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR10・Al）■、トリプトレリン酢酸塩■	2
28/ 9/27	農	動物用医薬品　スピラマイシン☆🄿	1
28/ 9/27	厚	遺伝子組換え食品等　組換えDNA技術によって得られた微生物を利用して製造された添加物のうち、食品安全委員会が高度に精製されたものとして安全性を確認した品目と比較して有効成分が同一である等所定の項目を満たすものについて※	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である（平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ）。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅳ その他

通知日	通知先	件　名
16/ 1/30	厚・農・環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚・農・環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 8/ 5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/ 4/28	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/ 6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/ 9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/ 6/26	厚・農・環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/ 5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針
28/ 5/17	厚	香料に関する食品健康影響評価指針